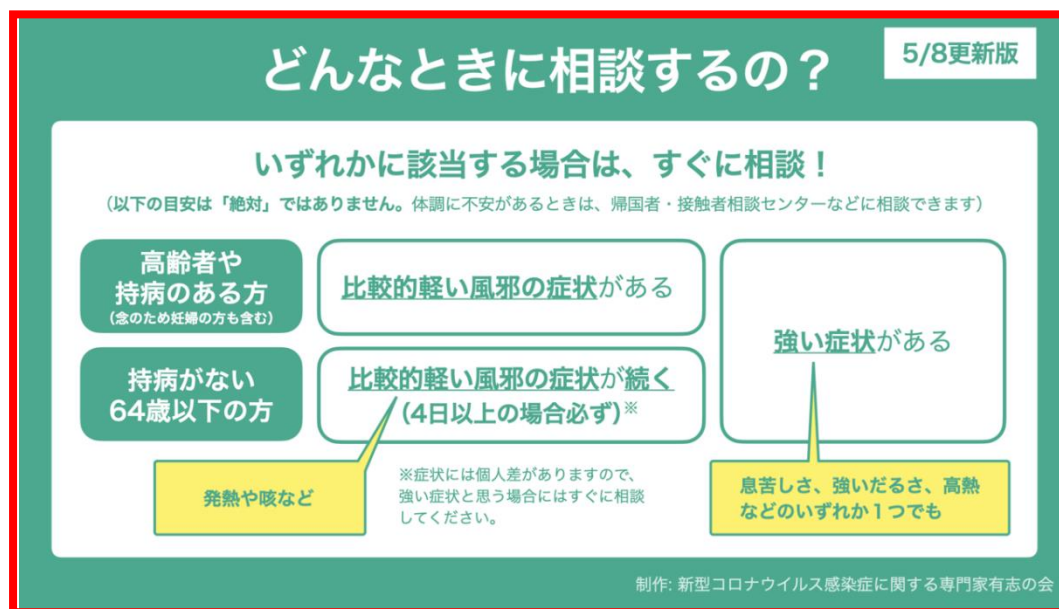


## 新型コロナウイルス感染症への注意喚起 その6

## 相談・受診の目安が変わりました！



5月8日に厚生労働省の相談・受診の目安が変更されました。上の図にそって説明致します。

1. 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合。(上図の右側)
2. 高齢者や持病のある方および妊婦の方で、比較的軽い風邪の症状(発熱や咳など)がある場合。(左・中央上段)  
※持病とは糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD など)などがある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを使っている方などです。
3. 持病がない64歳以下の方で、比較的軽い風邪の症状(発熱や咳など)が続く場合。4日未満でも具合が悪ければ相談。4日以上続けば必ず相談。(左・中央下段)

かかりつけ医がいる方はかかりつけ医に、お子さんの場合はかかりつけの小児科医に、かかりつけ医がいらっしゃらない方は帰国者・接触者相談センター(小金井市では多摩府中保健所)にまずは電話でご相談ください。

保健所の電話がつながりにくい場合は、市内の医療機関で対応しているところもありますのでお近くの医療機関に電話でご相談ください。

症状の感じ方はお一人お一人異なります。気になる症状があればご相談ください。

直接受診されると、感染防御の対応ができず院内感染を引き起こす危険があります。まずは電話していただき症状など伺いながら、その後の方針を決めていきます。ご協力お願い致します。

**尚、これは相談・受診の目安であり、PCR検査の基準ではありません。検査をするかどうかは医師の判断となります。**

多くの方々のご尽力のもと、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の整備が急ピッチで進められています。しかしながら感染すれば重症化することもあり、やはり感染しないよう予防していくことが最も重要です。接触8割減、3密の回避、石鹸での手洗いを励行しましょう。不安もあり余裕がなくなりがちと思いますが、楽しみながら新しい生活スタイルを模索できればと思います。小金井市医師会も皆さまが安心して医療を受けられるよう、引き続き頑張っ参ります！ 以上